

## 周防大島町立陸奥記念館設置条例

平成17年9月26日

条例第46号

周防大島町立陸奥記念館設置条例(平成16年周防大島町条例第182号)の全部を改正する。

## (設置)

第1条 旧軍艦陸奥(以下「陸奥」という。)に関する資料等を展示することにより、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、陸奥記念館を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 陸奥記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 周防大島町立陸奥記念館

位置 周防大島町大字伊保田2211番地3

## (事業)

第3条 周防大島町立陸奥記念館(以下「陸奥記念館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 陸奥の艦載物、陸奥に関する写真、模写、模型、文献及び乗組員の遺品等の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するため町長が必要と認めること。

## (開館時間等)

第4条 陸奥記念館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 陸奥記念館は、毎日開館する。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

## (利用の許可)

第5条 陸奥記念館を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 陸奥記念館を利用しようとする者の利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 陸奥記念館を利用しようとする者の利用が施設又は附属設備等に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。

3 町長は、管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用を制限することができる。

(1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が許可された内容と異なる利用をし、又は利用条件を遵守しなかったとき。

(3) 利用者が偽りの内容により申請を行う等の不正手段で許可を受けたとき。

(4) 公益上必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により、陸奥記念館の施設又は附属設備等を破損し、又は滅失した者は、町長の指示に従いその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料をあらかじめ納めなければならない。

2 町長は、別表に定めるもののほか、公益上、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない事由により利用不能となったとき。

(2) 第6条第4号の規定により利用の許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別な理由があると認めるとき。

(指定管理者の管理)

第10条 陸奥記念館の管理は、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年周防大島町条例第20号)に基づき、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
- (1) 陸奥記念館の維持管理に関する業務
  - (2) 第3条各号に掲げる事業に係る業務
  - (3) 陸奥記念館の施設及び設備の利用の許可及び許可の取消しに関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、陸奥記念館の運営に関する事務のうち、町長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務
- 3 第1項の規定により指定管理者が管理を行う場合において、第4条中「町長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て」と、第5条から第6条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者の利用料金の収入)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において町長が相当と認めるときは、陸奥記念館の利用に係る料金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定による利用料金をいう。以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の納入等)

- 第12条 第10条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。
- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。
  - 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、町長に申請するものとする。
  - 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、陸奥記念館において利用者の見やすい場所に提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(利用料金の還付)

第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により陸奥記念館を利用することができないときは、利用料金を還付することができる。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、陸奥記念館の管理運営その他必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の周防大島町立陸奥記念館設置条例(平成16年周防大島町条例第182号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第8条関係)

区分	単位	金額(円)
陸奥記念館	(1) 小学校の児童及び中学校の生徒	1人につき 210
	(2) (1)以外の者(就学前の児童を除く)	1人につき 420
	(3) 小学校の児童及び中学校の生徒で身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	1人につき 100
	(4) (3)以外の者(就学前の児童を除く)で身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	1人につき 210
	(5) 小学校の児童及び中学校の生徒の団体(20人以上)	1人につき 160
	(6) (5)以外の者(就学前の児童を除く)の団体(20人以上)	1人につき 330

なぎさ水族館共通	(1) 小学校の児童及び中学校の生徒	1人につき	260
	(2) (1)以外の者(就学前の児童を除く)	1人につき	570